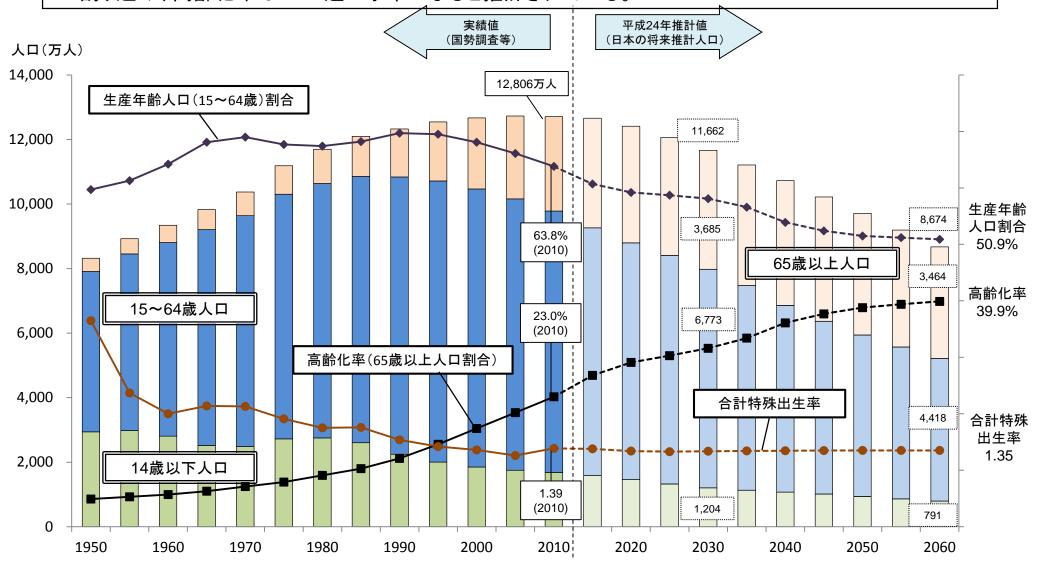
女性活躍推進法について

厚生労働省 雇用均等 児童家庭局 雇用均等政策課長 小林 洋子

女性の活躍の現状と課題

日本の人口の推移

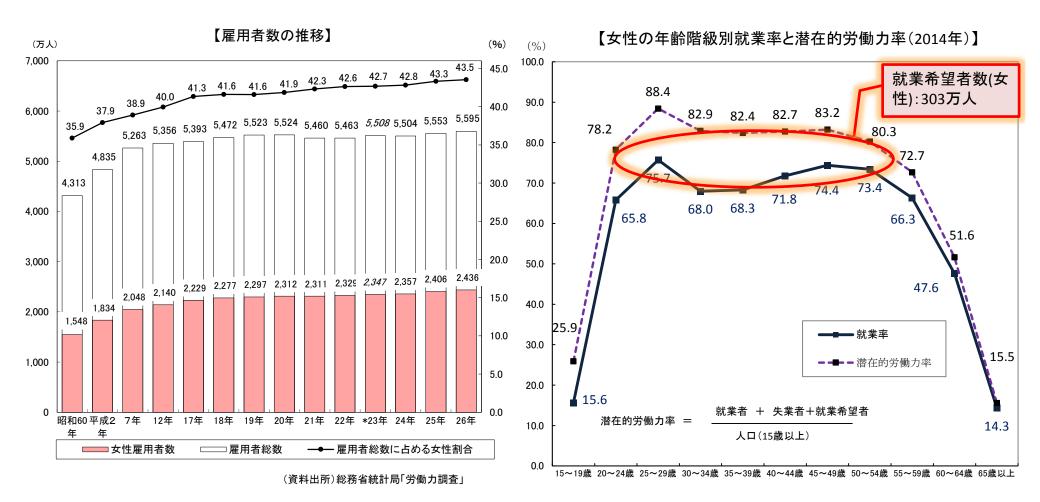
○ 日本の人口は近年横ばいであり、人口減少局面を迎えている。2060年には総人口が9000万人を割り込み、高齢化率は40%近い水準になると推計されている。



(出所) 総務省「国勢調査」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口) 厚生労働省「人口動態統計」

女性雇用者数と女性の年齢階級別就業率(実際の就業率と就業希望との差)

- 平成26年の女性雇用者数は2,436万人。雇用者総数に占める女性の割合は43.5%となっている。
- 女性の年齢階級別就業率はM字カーブを描いている。また、就業率と潜在的労働力率の差は大きく、 就業を希望する女性の数は303万人にのぼる。

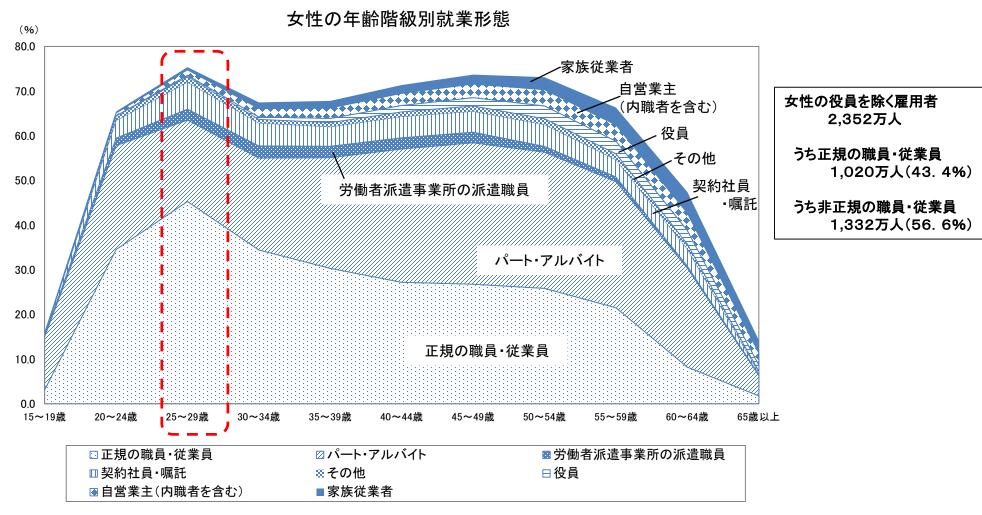


^{*}平成23 年統計については、平成17年国勢調査結果を基準(旧基準)とする推計人口をベンチマークとして、東日本大震災の影響により3月から8月までを補完推計した参考値によって求めた値である。

(資料出所) 総務省「労働力調査」、「労働力調査 (詳細集計)」

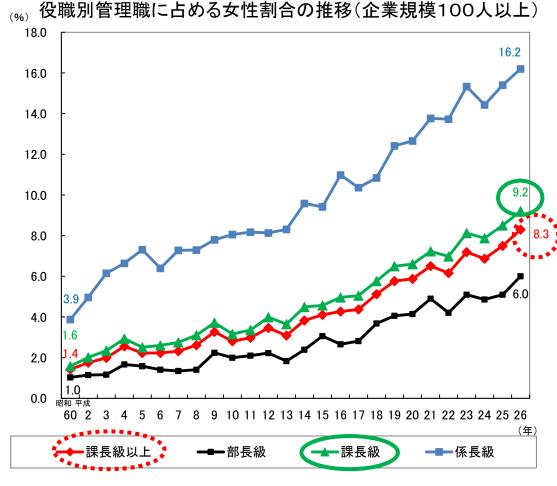
女性の年齢階級別就業率(雇用形態別)

- 年齢階級別に女性の就業形態をみると、「正規の職員・従業員」は25~29歳がピークとなっている。
- 年齢別の就業率は、35~39歳を底に再び上昇していくが、パート・アルバイト等の非正規雇用が主となっていく。



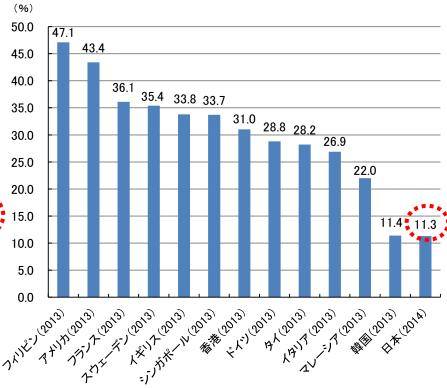
管理職の女性比率

○ 管理職に占める女性の割合は長期的には上昇傾向にあるが、国際的に見ると依然その水準は低く、アジア諸国と比べても特に低い水準にある。



資料出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

管理的職業従事者に占める女性割合の国際比較



資料出所:日本;総務省統計局「労働力調査」

その他:(独)労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2015」

- 注1)日本及びアメリカの分類基準(ISCO-08)とその他の国の分類基準(ISCO-88)が異なるので、単純比較は難しいことに留意が必要。
 - 2) ここでいう「管理職」は、管理的職業従事者(会社役員や企業の 課長相当職以上や管理的公務員等)をいう。
 - 3) 割合は、管理的職業従事者のうち女性の占める割合。

女性の活躍の「壁」

- 課長以上の昇進希望を持つ女性は 1割程度にすぎない。

約6割の女性が第1子出産を 機に退職。

【第14回出生動向基本調查(共帰調查)】

妊娠・出産前後で退職した 女性の約1/4は「仕事と育児 の両立の難しさで辞めた」 (26.1%)

両立か難しかった理由は① 勤務時間のあわなさ(65.4%) ②職場の両立を支援する雰囲 気のなさ(49.5%)

「両立支援に係る諸問題に関する総合的研究調査 (平成20年) 】

- 4(女性にとって) 「昇進したいと 思えない」
- ③(女性にとって) 「続けたくない」 「続けられない」

- ◆ 4割弱(36.6%)の企業は「女性採用なし」「平成26年度雇用均等基本調査」
- 総合職採用の競争倍率は、男性30 倍に対し、女性43倍。

【平成26度コース別雇用管理制度の実施・指導状況】

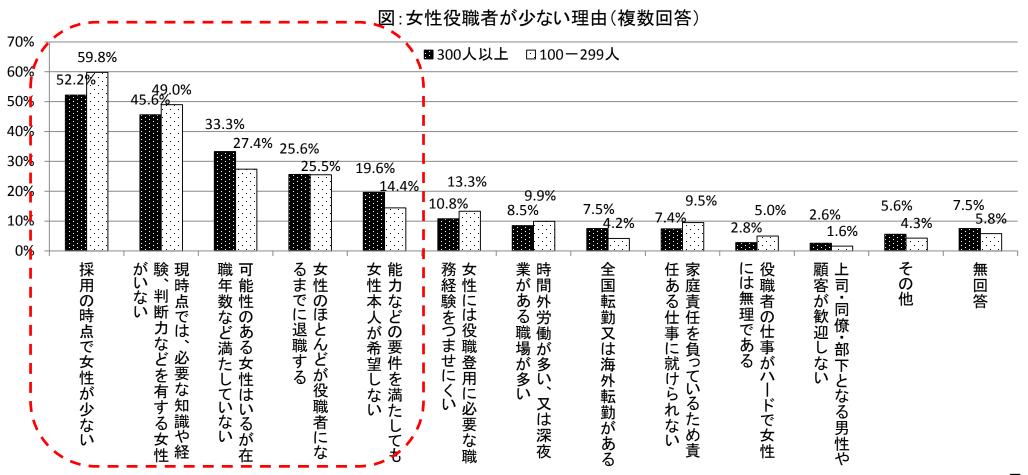
①(女性のことを) 「採っていない」

- ②(女性のことを) 「育てていない」
- ※ 将来的な育成に向けた教育訓練を受けている率は、25~44歳の全年齢層で男性よりも女性が低い。(30代後半の場合、男性28.8%/女性15.3%) [2009年「働くことと学ぶことについての調査」]
- ◎ 「営業」「生産」部門は約7割の企業が「男性9割以上の職場あり」と回答 [採用・配置・昇進とポジティブ・アクションに関する調査(2014)]
- ー これらの根底には ー 「長時間労働」×「性別役割分担意識」(「男は仕事/女は家庭」等)

女性役職者が少ない理由

○ 女性役職者が少ない(※)理由については、「採用の時点で女性が少ない」や「現時点では、必要な知識や経験、判断能力などを有する女性がいない」、「可能性のある女性はいるが在職年数など満たしていない」、「女性のほとんどが役職者になるまでに退職する」、「女性本人が希望しない」という回答が多く挙げられている。

※「女性役職者が少ない」企業とは、女性役職者数が男性役職者数より少ない、又は全くいない役職区分(「係長・主任相当職」、「課長相当職」、「部長相当職以上」)が一つでもある企業のことをいう。



女性活躍推進法について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要

豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要である。そのため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進する。

- ▶ 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること
- ▶ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ▶ 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

基本方針等の策定

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定(閣議決定)。
- 地方公共団体(都道府県、市町村)は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍 についての推進計画を策定(努力義務)。

事業主行動計画の策定等

- 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- 国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施(労働者が300人以下の民間事業主については努力義務)。
 - ▶ 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析【参考】状況把握する事項: ①女性採用比率 ②勤続年数男女差③労働時間の状況 ④女性管理職比率 等
 - ▶ 上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等
 - ▶ 女性の活躍に関する情報の公表(省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表)
- 国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする(任意)。

その他

- 原則、公布日施行(事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行)。
- 10年間の時限立法。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要 (民間事業主関係部分)

基本方針等

- ▶ 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定(閣議決定)。
- ▶ 地方公共団体(都道府県、市町村)は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における推進計画を策定(努力義務)。

事業主行動計画等

- ※①~③について大企業(301人以上):義務/中小企業(300人以下):努力義務
- 自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析

▶◎ 状況把握の必須項目(※省令)

- ①女性採用比率 ②勤続年数男女差 ③労働時間の状況 ④女性管理職比率
- ※任意項目についてさらに検討(例:非正規雇用から正規雇用への転換状況等)
- 状況把握・課題分析を踏まえた行動計画の策定・届出・公表 (指針に即した行動計画を策定・公表(労働者への周知含む))
- ◎ 行動計画の必須記載事項
- ▶目標(定量的目標) ▶取組内容 ▶実施時期 ▶計画期間
- ※ 衆議院による修正により、取組実施・目標達成の努力義務が追加
- ③ 女性の活躍に関する情報公表
- !♥ 情報公表の項目 (※省令)

女性の職業選択に資するよう、省令で定める情報(限定列挙)から事業主が適切 と考えるものを公表

④ 認定制度

- 【◎ 認定基準(※省令)は、業種毎・企業規模毎の特性等に配慮し、今後検討
- 履行確保措置

厚生労働大臣(都道府県労働局長)による報告徴収・助言指導・勧告

3 その他(施行期日等)

- ▶地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする(任意)。
- ▶原則、公布日施行(事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行)。

-行動計画策定指針(告示)-

- 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- 女性の活躍のために解決すべき課題に対応する以下の項目に 関する効果的取組等を規定。
- 各企業は、これらを参考に自社の課題解決に必要な取組を選 択し、行動計画を策定。
 - ▶ 女性の積極採用に関する取組
 - 配置・育成・教育訓練に関する取組
 - 継続就業に関する取組
 - 長時間労働是正など働き方の改革に向けた取組
 - 女性の積極登用・評価に関する取組
 - 雇用形態や職種の転換に関する取組(パート等から正規雇用
 - へ、 一般職から総合職へ等)
 - 女性の再雇用や中途採用に関する取組
 - 性別役割分担意識の見直し等 職場風土改革に関する取組

▶10年間の時限立法。

女性の職場における活躍を推進する

女性活躍推進法が成立しました!

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

【301人以上の労働者を雇用する事業主の皆様へ】

平成28年4月1日までに①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・届出、③情報公表などを行う必要があります。

- 301人以上の労働者(※)を雇用する事業主の皆様は、以下のご準備をお願いします。
- ※ 労働者には、パートや契約社員であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。また、300人以下の事業主の皆様は努力義務となっています。

くステップ1>

自社の女性の活躍状況を把握し(※1)、課題分析を行ってください(※2)

次の**女性の活躍状況**(①~④)については必ず**把握**し、**課題分析**を行ってください。

- ①採用者に占める女性比率 ②勤続年数の男女差 ③労働時間の状況 ④管理職に占める女性比率
- **★女性の活躍状況の把握や課題分析のための支援ツール**については、**年内に**厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、ぜひご活用ください!
- (※1) そのほか任意で把握することとする項目については、今後、厚生労働省令で定め、10月頃お示しする予定です。
- (※2) 望ましい課題分析の手法についても、今後、行動計画策定指針で定め、10月頃お示しする予定です。

〈ステップ2〉

行動計画の策定、届出、社内周知、公表を行ってください

ステップ1の結果を踏まえて、女性の活躍推進に向けた①**行動計画の策定、②都道府県労働局への届出、③労働者への周知、④外部への公表**を行ってください。

- ①行動計画には、(a)計画期間 (b)数値目標 (c)取組内容 (d)取組の実施時期を盛り込んでください。
- ★女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベースについては、来年2月頃厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、**行動計画の公表先**として、ぜひご活用下さい!
- (※) 行動計画を策定した旨の届出については、来年1月頃から受付を開始します。
- (※) 労働者への周知方法、外部への公表方法については、今後、厚生労働省令で定め、10月頃お示しする予定です。
- (※) 効果的な取組内容についても、今後、行動計画策定指針で定め、10月頃お示しする予定です。

〈ステップ3〉

自社の女性の活躍に関する情報を公表してください

優秀な人材の確保と企業の競争力向上につなげるため、自社の女性の活躍に関する情報を公表してください。

- ★女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベースについては、来年2月頃厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、情報公表先として、ぜひご活用下さい!
- (※)①採用者に占める女性比率、②勤続年数の男女差、③労働時間の状況、④管理職に占める女性比率のほかの公表項目、公表方法については、今後、厚生労働省令で定め、10月頃お示しする予定です。
- (※) 公表項目はその中から、適切であると考える項目を一つ以上選んで公表してください。

さらに!

女性活躍推進に関する認定取得を目指しましょう!

行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、**厚生労働大臣の認定**を受けることができます。

- (※) 認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。
- (※) 認定基準、認定マークについても、今後、厚生労働省令などで定め、10月頃にお示しする予定です。

また、10月頃お示しする予定の**行動計画策定指針**において、右に掲げる項目を中心とする女性の活躍推進のための**効果的な取組**を盛り込む予定ですので、 女性の活躍推進に向けた取組の実施に当たり、ぜひご活用ください!

女性活躍推進法特集ページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html

検索!

女性活躍推進法特集ページ



女性活躍推進法の詳細は、**厚生労働省ホームページ(女性活躍推進法特集ページ)**をご覧下さい。 その他のお問い合わせについては、最寄りの都道府県労働局雇用均等室までお気軽にどうぞ。

【受付時間 8時30分~17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)】

今後お示しする予定の取組分野

- ◆ 女性の積極採用に関する取組
- ◆ 配置・育成・教育訓練に関する取組
- ◆ 継続就業に関する取組
- ◆ 長時間労働是正など働き方の改革に向けた取組
- ◆ 女性の積極登用・評価に関する取組
- ◆ 雇用形態や職種の転換に関する取組
- ◆ 女性の再雇用や中途採用に関する取組
- ◆ 性別役割分担意識の見直しなど職場風土改革に関する 取組

北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香 川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京 都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新 潟	025-288-3511	大 阪	06-6941-8940	高 知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵 庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈 良	0742-32-0210	佐 賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2859	鳥 取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨 城	029-224-6288	長 野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大 分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐 阜	058-245-1550	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8827
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-222-8446
埼 玉	048-600-6210	愛 知	052-219-5509	ЩП	083-995-0390	沖 縄	098-868-4380
千 葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		12

省令・指針について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく事業主行動計画 策定指針案(一般事業主行動計画に係る部分)について【概要】

1. 趣旨

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号。 以下「法」という。)第7条第1項に基づき、事業主行動計画の策定に関する指針(一般事業主行動計画に係る部分)の制定を行うもの。

2. 内容

(1) 女性の活躍の意義、現状及び課題

- 「女性の活躍」とは、一人一人の女性が、その個性と能力を十分に発揮で きることである。
- 女性の管理職比率の上昇は、女性の活躍の一側面を測るものであるが、 女性の活躍は、それだけでなく、あらゆる職階や非正規雇用を含めたあらゆる雇用形態等で働く一人一人の女性が、その個性と能力を十分に発揮できる ことを目指して推進する必要がある。
- 我が国の雇用者に占める女性の割合は四割を超えている。一方、その半数 以上は非正社員であり、また、管理職以上に登用されている女性の割合は一 割に満たず、先進諸国やアジア諸国と比較しても、特に低い水準となってい る。
- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号。以下「男女雇用機会均等法」という。)の制定から三十年が経つが、依然として、我が国には、以下のとおり、採用から登用に至るあらゆる雇用管理の段階において、男女間の事実上の格差が残っている。
- 我が国の女性の活躍が十分でない現状は、以下に見るように、まず、こう した男女間の事実上の格差から生じており、その背景には、固定的な性別役 割分担意識と、それと結びついた長時間労働等の働き方がある。

イ 採用

新規学卒者について約四割の企業が男性のみを採用するなど、多くの 企業が、男性に偏った採用を行っている。特に、総合職などの基幹的職 種において、採用における競争倍率をみると、男性に比して女性の方が 狭き門となっている現状がある。

今後、我が国は生産年齢人口が急速に減少していく。企業は、男性のみを戦力とする姿勢では、人材確保が困難となることは必至であり、早期に、性別にかかわらず、意欲と能力本位の採用に改めていくことが求められる。

ロ配置・育成・教育訓練

企業内の配置において性別の偏りが見られ、育成・教育訓練の中心を OJTが占める職場が多い中、配置における性別の偏りが、育成・教育 訓練の格差につながっている。また、Off-JTにおいても、将来的 な育成に向けた教育訓練の状況について、男女間で格差が見られる。

グローバル化の進展の中、組織内の多様性を高め、様々な人材の能力を活かすことは、イノベーションを促進し、市場環境等の変化に対する組織の対応力を高めることから、早期に、性別にかかわらない配置・育成・教育訓練に切り替えていくことが求められる。

ハ継続就業

依然として、約六割の女性が第一子出産を機に退職する現状にある。 仕事と子育ての両立が困難であることを理由とする退職の要因として は、長時間労働等の労働時間の問題と、職場の雰囲気の問題が大きい。 また、仕事のやりがいが感じられているかということも継続就業に大き く影響する。

女性が出産・子育てを通じて働き続けられる職場としていくことは、 組織の人材力を高めることに貢献することから、早期に、継続就業の障 壁となっている事情を改善することが求められる。

ニ 長時間労働の是正等の働き方の改革

我が国は、男性の約四割、女性の約二割が、週四十九時間以上(残業時間が一日平均二時間以上相当)の長時間労働となっている。また、女性が昇進を望まない理由として最も多いのは、仕事と家庭の両立が困難になる点にある。こうした長時間労働は、その職場における女性の活躍の大きな障壁となるだけでなく、その職場の男性が育児等の家庭責任を果たすことを困難にし、当該男性の配偶者である女性の活躍の障壁となるとともに、我が国の少子化の要因ともなっている。このように、長時間労働は、その職場だけでなく、社会全体へ負の影響を及ぼすものである。

男女を通じて長時間労働を是正し、限られた時間の中で集中的かつ効率的に業務を行う方向へ職場環境を見直していくことは、時間当たりの労働生産性を高め、組織の競争力を高めることに貢献するものであり、

早期に、男女を通じた長時間労働の是正等の働き方改革を実行することが求められる。

ホ 評価・登用

約三から四割に上る男性管理職が、「男女区別なく評価し、昇進させる」という基本的な事項を必ずしもできていない。また、仕事と家庭の両立が困難であることと、ロールモデルが不在であることを主な背景として女性自身が昇進を望まない場合がある。

性別にかかわりのない公正な評価・登用は、組織内の多様性を高め、 組織対応力の強化等につながるとともに、後進の女性のロールモデルと して、女性全体の意欲の喚起にもつながることから、早期に、男女区別 なく評価し、昇進させることが徹底されるよう、評価・登用の透明性を 高めることが求められる。

へ 性別役割分担意識等の職場風土

我が国は、依然として、家事・育児の大半は女性が担っている現状にある。一方、育児等の家庭責任を果たすために、男性が仕事に制約を抱えることが当然とは受け止められにくい職場風土がある。こうした職場における性別役割分担意識や、仕事と家庭の両立に対する不寛容な職場風土は、両立支援制度を利用する上での障壁や、様々なハラスメントの背景にもなりやすい。

これからの急速な高齢化の時代においては、男女ともに、親の介護等によって仕事に制約を抱えざるを得ない人材が増加する。多様な背景を有する人材を活かす組織風土としていくことは急務であり、男女ともに、育児等の家庭責任を果たしながら、職場においても貢献していくという方向へ、社会・職場双方において意識改革を進めていくことが求められる。

ト 再チャレンジが可能な職場

女性の約六割が第一子出産を機に退職する一方、育児が一段落して再 就職を希望する女性は多い。しかし、その再就職の多くはパートタイム 労働などの非正社員であり、働く時間・日を選べるという利点がある一 方、必ずしもその意欲や能力を十分に活かせる雇用形態であるとは限ら ない。また、これまで、(一)のように、性別にかかわりのない公正な 採用が必ずしも徹底されてこなかったことから、採用時の雇用管理区分 にとらわれず、女性の意欲と能力を発揮できるようにする必要性は大き い。

今後、生産年齢人口が減少するので、意欲や能力のある女性の力を活かすことは、人材確保の上で有効な方策であり、早期に、妊娠・出産等

を機に退職した女性の再雇用・中途採用や、意欲と能力を有する女性の職種又は雇用形態の転換を進めていくことが求められる。

(2) 女性の活躍推進及び行動計画策定に向けた手順

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号。以下「法」という。)においては、国及び地方公共団体と、常時雇用する労働者の数が三百人を超える事業主については、自らの事業における女性の活躍に関する状況把握・課題分析(二)、行動計画の策定、周知・公表(三及び四)、自らの事業における女性の活躍に関する情報公表(六)が義務づけられている。また、常時雇用する労働者の数が三百人以下の事業主については、これらの努力義務が課されている。
- これらの義務又は努力義務の履行に際しては、次の一から六までに規定する事項を踏まえて行うことが重要である。
 - イ 女性の活躍推進に向けた体制整備
 - (イ) 女性の活躍推進に向けた組織トップの関与・実務体制の整備等
 - 女性の活躍推進に向けた取組を効果的に行うためには、組織全体の理解の下に進めることが重要である。このため、組織のトップ自らが、経営戦略としても女性の活躍が重要であるという問題意識を人事労務担当部署と共有し、組織全体で女性の活躍を推進していくという考え方を明確にし、組織全体に強いメッセージを発信するなどにより主導的に取り組んでいくことが重要である。
 - また、組織のトップの関与の下に、専任の担当者を配置する など、継続的な実務体制を設けることが効果的である。
 - さらに、業界固有の課題等については、業界団体等を通じ、 事業主間で連携することを通じて、より効果的な課題解決策を 模索していくことも有効であると考えられる。
 - (ロ) 一般事業主行動計画の策定体制の整備
 - 一般事業主行動計画(三(五)口を除き、以下「行動計画」という。)の策定に当たっては、非正社員を含め、幅広い男女労働者の理解と協力を得ながら取り組んでいくことが重要である。このため、例えば人事労務担当者や現場管理職に加え、男女労働者や労働組合等の参画を得た行動計画策定のための体制(委員会等)を設けることが効果的である。
 - また、法に基づく状況把握項目として把握した数字以外の定性的な事項も含めた職場の実情の的確な把握を行うことも重要

である。このため、行動計画の策定の過程において、必要に応 じて、労働者や労働組合等に対するアンケート調査や意見交換 等を実施するなど、職場の実情の的確な把握に努めることが重 要である。

ロ 状況把握・課題分析

(イ) 状況把握・課題分析の意義

- 行動計画は、自らの事業における女性の活躍の状況把握・課題分析を行い、その結果を勘案して定めなければならない(法第八条第三項及び第八項)。
- 女性の活躍に向けては、第一の三で見たように、採用から登 用に至る各雇用管理の段階において様々な課題があるが、いず れの課題が特に大きな課題であるかは、事業主ごとに多種多様 である。状況把握・課題分析の意義は、自らの組織が解決すべ き女性の活躍に向けた課題を明らかにし、行動計画の策定の基 礎とすることにある。
- その際は、女性の活躍推進は、非正規雇用を含めたあらゆる 雇用形態において、全ての女性が、その個性と能力を十分に発 揮できることを目指して進める必要があることに留意し、雇用 管理区分ごとの状況把握・課題分析が必須である項目に限らず、 雇用管理区分ごとに実態が異なる可能性がある項目については、 各事業主の実態に応じ、適切に雇用管理区分ごとの状況把握・ 課題分析を行うことが望ましい。

(ロ) 必須項目の状況把握・課題分析

我が国の事業主においては、とりわけ、女性の採用者が少ないこと、第一子出産前後の女性の継続就業が困難であること、男女を通じた長時間労働の状況があり仕事と家庭の両立を妨げていること、女性の活躍度合いを測る重要な指標の一つである管理職に占める女性比率が低いこと等の課題を抱える場合が多い。このため、全ての事業主において、これらの課題の有無の指標となる別紙一の必須項目について、状況把握を行い、課題分析を行うことが求められる。

(ハ) 任意項目の状況把握・課題分析

必須項目の状況把握・課題分析の結果、事業主にとって課題であると判断された事項については、さらにその原因の分析を深めることが望ましい。課題分析は、各事業主の実情に応じて行うものであるが、その際は、別紙一の任意項目を活用し、別紙二の方

法も参考に、課題分析を行うことが効果的である。

なお、雇用管理区分ごとの男女間の賃金格差の状況は、行動計画の策定等による取組の結果、特に女性の継続就業や登用の進捗を図る観点から有効な指標となりうる。

また、各事業主の実情に応じて、より深く課題分析を行うため に他に適切な状況把握の項目や課題分析の方法がある場合は、当 該項目の状況把握や当該方法による分析を行うことも効果的であ る。

ハ 行動計画の策定

(イ) 行動計画の策定対象となる課題の選定

- 行動計画においては、①計画期間、②数値目標、③取組内容及 び実施時期を定めるものとされている(法第八条第二項)。
- また、行動計画の策定等に際しては、状況把握・課題分析を 行い、その結果を勘案して定めなければならないものとされて いる(法第八条第三項及び第八項)。
- 状況把握・課題分析の結果、複数の課題の存在が明らかになる場合が多いと考えられるが、その場合は、各事業主にとって最も大きな課題と考えられるものを優先的に行動計画の対象とするとともに、できる限り積極的に複数の課題に対処することが効果的である。

(ロ) 計画期間の設定

法は平成三十七年度までの時限立法である。このため、行動計画の計画期間の決定に際しては、計画期間内に数値目標の達成を目指すことを念頭に、平成二十八年度から平成三十七年度までの十年間を、各事業主の実情に応じておおむね二年間から五年間に区切るとともに、定期的に行動計画の進捗を検証しながら、その改定を行うことが望ましい。

(ハ) 数値目標の設定

- 数値目標の設定の対象については、状況把握・課題分析の結果、各事業主にとって課題であると判断されたものに対応すべきであり、必ずしも、管理職に占める女性比率の上昇等に向けた数値目標である必要はない。むしろ、各事業主にとって最も大きな課題と考えられるものから優先的に数値目標の設定を行うとともに、できる限り積極的に複数の課題に対応する数値目標の設定を行うことが効果的である。
- 数値目標については、実数、割合、倍数等数値を用いるもの

であればいずれでもよい。

● 数値目標の水準については、計画期間内に達成を目指すもの として、各事業主の実情に見合った水準とすることが重要であ る。

(二) 取組内容・実施時期の決定

- 行動計画に盛り込む取組内容を決定するに際しては、まず、 状況把握・課題分析の結果、各事業主にとって最も大きな課題 であると考えられるものとして数値目標の設定を行ったものに ついて、優先的にその数値目標の達成に向けてどのような取組 を行うべきか検討を行うことが基本である。
- 検討の際は、組織全体にわたって、性別にかかわりのない公正な採用・配置・育成・評価・登用が行われるように徹底していくことが必要である。
- その上で、我が国全体でみると、依然として、第一子出産前後の継続就業が困難なことが大きな課題となっているが、女性の活躍推進に早期から取り組んできた事業主の経験からは、両立支援制度の整備のみを進めても、両立支援制度を利用しながら女性が活躍していくことに協力的な職場風土が形成されていない場合や、長時間労働等働き方に課題がある職場の場合は、十分な効果が現れていないことが指摘されていることに留意する必要がある。したがって、職場風土や長時間労働等の働き方に関する課題を有する事業主においては、併せてその是正に取り組むことが効果的である。
- さらに、取組内容については、別紙二の方法を参考に、内容 及び実施時期を併せて決定することが必要である。なお、実施 時期については、計画期間終了時までを実施時期とするものに ついては、その旨を個別に記載する必要はない。

(ホ) その他

● 派遣労働者の取扱い

女性の活躍推進は、非正規雇用を含めたあらゆる雇用形態等において、一人一人の女性が、その個性と能力を十分に発揮できることを目指して進める必要がある。

派遣労働者については、女性の活躍推進の取組は、採用・配置・ 育成・継続就業等、一人一人の職業生活を通じた取組が求めら れることから、派遣元事業主が責任を持って、状況把握・課題 分析を行い、行動計画の策定等に取り組む必要がある。 他方、職場風土改革に関する取組や長時間労働の是正は、職場単位で行うことも重要であることから、派遣先事業主は、派遣労働者も含めて全ての労働者に対して取組を進めていくことが求められる。

また、これら職場風土に関する課題や長時間労働という課題については、派遣元事業主は、派遣労働者の派遣先ごとに状況把握・課題分析を行い、必要な場合には、派遣先の人事労務担当者と話合いを行うなど、取組を推進するよう働きかけるとともに、必要なフォローアップを行うことが重要である。

◆ 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画との一体的策定・ 届出

法に基づく行動計画は、計画期間、計画目標、取組内容及び 実施時期を定める必要があり、状況把握・課題分析を行った上 で、その結果を勘案して定める必要がある(法第八条第二項、 第三項及び第八項)。

一方、次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号)に基づく行動計画は、計画期間、目標(数値目標に限らない)、対策内容及び実施時期を定める必要がある。

これら二つの法律に定める要件を満たしていれば、それぞれ の法律に基づく行動計画を一体的に策定することは可能である。 なお、その場合は、共通の様式を活用することにより、届出も 一体的に行うことができる。

男女雇用機会均等法との関係

行動計画については、男女雇用機会均等法に違反しない内容 とすることが必要である。

男女雇用機会均等法においては、募集・採用・配置・昇進等において女性労働者を優先的に取り扱う措置のうち、同法に違反しないものは、女性労働者が男性労働者と比較して相当程度少ない雇用管理区分における措置であるなど、一定の場合に限られるとしている(「労働者に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針」(平成十八年厚生労働省告示第六百十四号)第2の14(1)。

女性の活躍推進に向けた取組として、女性労働者を優先的に 取り扱う措置を講じる場合は、この点に留意が必要である。

なお、社内に女性管理職等のロールモデルがまだ育成されてい

ない企業においては、外部から女性管理職等を登用することも 考えられるが、男性労働者と同様に、自社で働く女性労働者を 育成・登用することも重要であることに留意が必要である。

ニ 行動計画の周知・公表

(イ) 労働者に対する周知

- 策定又は変更した行動計画については、労働者に周知することが求められている(法第八条第四項及び第八項)。
- 行動計画に定めた数値目標の達成に向けて組織全体で取り組むため、まずは、非正社員を含めた全ての労働者がその内容を知りうるように、書面の交付や電子メールによる送付等適切な方法で周知することが求められる。さらに、組織トップの主導の下、管理職や人事労務担当者に対する周知を徹底することが期待される。

(口) 公表

- 策定又は変更した行動計画については、公表することが求められている(法第八条第五項及び第八項)。
- 求職者、投資家、消費者等が各事業主の女性の活躍推進に向けた姿勢や取組等を知ることができるようにするとともに、事業主間で効果的な取組等を情報共有し、社会全体の女性の活躍が推進されるよう、自社のホームページや国が運営する「女性の活躍・両立支援総合サイト」への掲載等適切な方法で公表することが求められる。

ホ 行動計画の推進

行動計画の推進に当たっては、一の(二)の委員会等の行動計画の策定のための体制(例えば、人事労務担当者や現場管理職に加え、男女労働者や労働組合等の参画を得たもの)を活用することが効果的である。また、定期的に、数値目標の達成状況や、行動計画に基づく取組の実施状況の点検・評価を実施し、その結果をその後の取組や計画に反映させる、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクル(PDCA サイクル)を確立することが重要である。

その際には、行動計画の策定に際して状況把握を行った女性の活躍に 関する状況の数値の改善状況についても、併せて点検・評価を行うこと が効果的である。

また、行動計画の改定に向けた検討は、職場の実情を踏まえた実施状況の的確な点検を基に行うことも重要であり、必要に応じて、労働者や労働組合等に対するアンケート調査や意見交換等を実施するなど、職場

の実情の的確な把握に努めることが重要である。

へ 情報公表

(イ) 情報公表の意義

- 事業主は、自らの事業における女性の活躍に関する情報公表が求められている(法第十六条)。
- 情報公表の意義は、就職活動中の学生等の求職者の企業選択を通じ、女性が活躍しやすい企業であるほど優秀な人材が集まり、競争力を高めることができる社会環境を整備することにより、市場を通じた社会全体の女性の活躍の推進を図ることにある。

(ロ) 情報公表の項目及び方法

● 情報公表については、別紙三の項目の中から、各事業主が選択した項目について、自社のホームページや国が運営する「女性活躍・両立支援総合サイト」内の企業データベースへの掲載等、求職者が容易に閲覧できる方法によって行う必要がある。

公表に際しては、より求職者の企業選択に資するよう、情報 公表項目と併せて、行動計画を一体的に閲覧できるようにする ことが望ましい。

なお、別紙三の項目の中から各事業主が選択した項目を公表 すれば足り、必ずしも全ての項目を公表しなければならないも のではないが、公表範囲そのものが事業主の女性活躍推進に対 する姿勢を表すものとして、求職者の企業選択の要素となるこ とに留意が必要である。

(ハ) 情報公表の頻度

情報公表の内容については、おおむね年一回以上、その時点で得られる最新の数値(特段の事情のない限り、古くとも前々事業年度の状況に関する数値)に更新し、情報更新時点を明記することが必要である。

ト 認定

一般事業主(国又は地方公共団体以外の事業主)は、厚生労働省令で 定める基準を満たすことにより、女性が活躍できる事業主としての認定 を受けることができる(法第九条)。

認定を受けた事業主であることを幅広く積極的に周知・広報することにより、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等のメリットにつながることから、認定に向けて積極的な取組が期待される。

(3) 女性の活躍推進に関する効果的な取組

女性の活躍推進に関する効果的な取組例は、別紙二のとおりであり、これを参考に、各事業主の実情に応じて、必要な取組を検討することが求められる。

3. 根拠法令

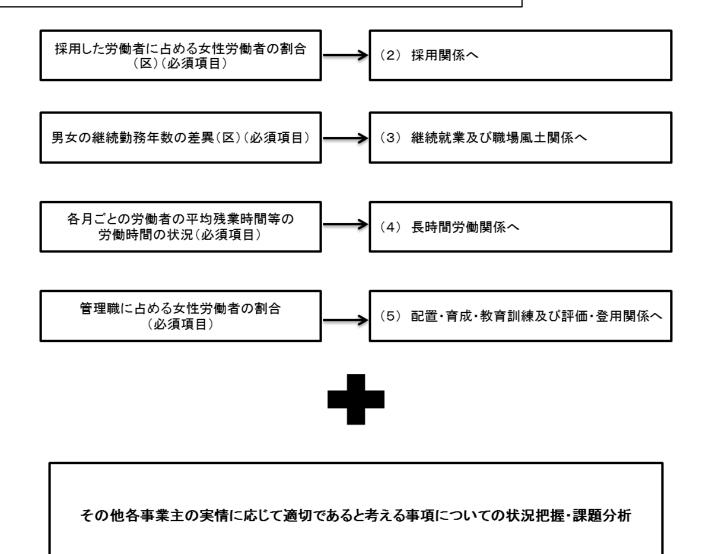
法第7条第1項

4. 適用日

平成28年4月1日(予定)

○行動計画の策定に向けた課題分析の手法例の全体像

まず、必須項目の状況把握・課題分析を行い、その結果、課題であると判断された事項については、矢印の先に進み、さらに任意項目の状況把握・課題分析により、その原因についての検討を深めることが望ましい。



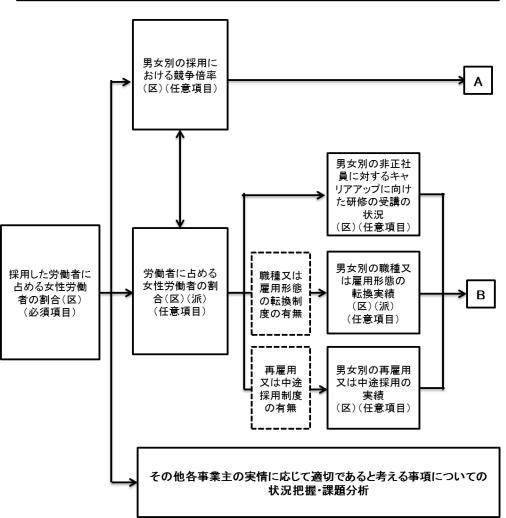
- (区) = 雇用管理区分ごとに把握(典型例:一般職/総合職/パート)
- (派) =派遣先事業主においては派遣労働者も含めて把握

・採用関係の課題分析の手法例/課題へ対応する取組例

課題分析における判断の目安例: ① 全体に占める女性の割合が4割を下回っている場合 ② 男女別採用における競争倍率については、

(女性の競争倍率×0.8)≧(男性の競争倍率)である場合

→ 男女間の格差が大きいと判断、任意項目等によるさらなる課題分析の必要性が高い



(※) 点線枠は、状況把握項目の把握の前提として確認すべき事項、任意把握項目以外の項目等

	課題分析の視点例	取組例
	□採用した労働者に占める女性労働者の割合が低い雇用 管理区分がないか (特に総合職等の基幹的職種)。	○採用選考基準や、その運用の見直し
A	□ (「採用した労働者に占める女性労働者の割合」が低い場合) 応募者の男女比率と比べ、採用段階で女性を絞り込んでいないか (「男女別の採用における競争倍率」が女性の方が高くなっていないか)。	○面接官への女性の参画による採用選考における(無意識の)性別のバイアスの排除
	□ (「男女別の採用における競争倍率」が男女同等であるのに、採用した労働者に占める女性労働者の割合が低い場合) 募集方法に課題はないか。	○女性が活躍できる職場であることについての求職者に向けた積極的広報(特に技術系の採用における理系女子学生に対する重点的広報/各種認定や表彰の取得による女性が活躍できる職場であることのアピール等)
	□ (過去の採用結果の蓄積等により) 労働者に占める女性 労働者の割合が低くなっている雇用管理区分がないか (特に総合職等の基幹的職種)。	○採用時の雇用管理区分にとらわれない活躍に向けた コース別雇用管理の見直し(コース区分の廃止・再 編等)
	□より基幹的な職種(総合職等)において女性比率が低く、 より補助的な職種(一般職・パート等)において女性比 率が高くなっていないか。	○一般職等の職務範囲の拡大・昇進の上限の見直し・ 処遇改善
B	□その場合には、採用時の雇用管理区分にとらわれずに、 意欲と能力ある女性が活躍できるような方策を検討す べきではないか(職種又は雇用形態の転換制度の積極的 な運用等)。	○一般職や非正社員(※)に対する個人面談等による 職種又は雇用形態の転換試験·昇格試験等の受験勧奨 /研修等を通じた意識改革・能力開発支援
		○一般職等から総合職等への転換制度の積極的な運用 /非正社員から正社員(※)への転換制度の積極的運 用
		〇非正社員と正社員(※)の人事評価基準の共通化
	□中堅以上の年齢層において、女性労働者が少なくなっていないか。	○育児・介護・配偶者の転勤等を理由とする退職者に 対する再雇用の実施
		○中途採用の積極的実施と新卒採用と同等の育成・登 用の実施

(※) 「非正社員」とは、正社員以外の者をいう。

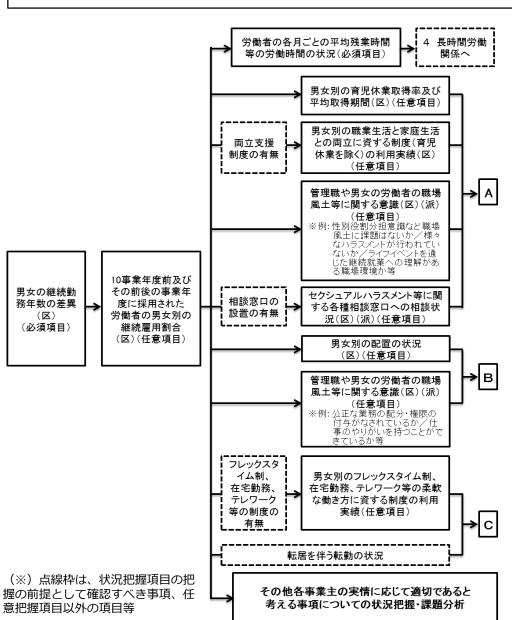
(※)「正社員」とは、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条の「通常の労働者」をいう。「通常の労働者」とは、いわゆる正規型の労働者をいい、社会通念に従い、当該労働者の雇用形態、賃金体系等(例えば、労働契約の期間の定めがなく、長期雇用を前提とした待遇を受けるものであるか、賃金の主たる部分の支給形態、賞与、退職金、定期的な昇給又は昇格の有無)を総合的に勘案して判断するものである。

・継続就業及び職場風土関係の課題分析の手法例/課題へ対応する取組例

課題分析における判断の目安例:

継続勤務年数や採用後10年目前後の継続雇用割合について、男性に対する女性の割合が8割を下回っている場合

→男女間の格差が大きいと判断、任意項目等によるさらなる課題分析の必要性が高い



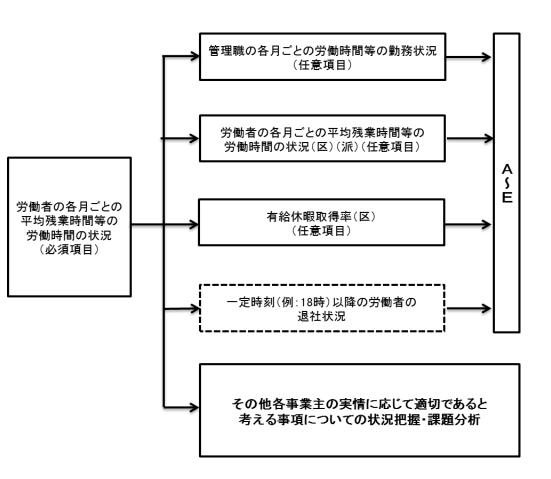
	課題分析の視点例	取組例
	□出産・子育てを機に(あるいはそれ以前に)、女性労働者が退職する傾向にないか。	〇定期的な労働者の意識調査(職場風土・ハラスメント等に関するもの)の実施と改善策の実行
	□長時間労働ゆえに仕事と家庭の両立が困難になっていないか。【→(4)長時間労働関係へ】	〇時間制約等を抱える多様な人材を活かすことの意義 に関する役員・管理職研修
	口男女がともに両立支援制度を利用できる状況にあるか。	○職場と家庭の両方において男女がともに貢献できる 職場風土づくりに向けた意識啓発
A	□出産・子育で等をしながら働き続けることを支援する職場風土であるか。職場と家庭の両方において男女がともに貢献できる職	○上司を通じた男性労働者の働き方の見直しなど育児 参画の促進
	場風土となっているか。	〇利用可能な両立支援制度に関する労働者・管理職へ の周知徹底(ガイドブックの作成・配布等)
	□様々なハラスメントがないか。また、ハラスメントの要 因ともなりうる固定的な性別役割分担意識がないか。	○様々なハラスメントが起こらないようにするための 管理職への研修等による周知徹底
	口女性労働者が、男性労働者と同様に、仕事にやりがいを 持てるような公正な配置(業務配分・権限付与を含む) になっているか。	〇定期的な労働者の意識調査(仕事のやりがい等に関するもの)の実施と改善策の実行《再掲》
	□出産・子育て期に入る以前に、女性労働者が、仕事と家庭を両立しながらキャリア形成を重ねるイメージを持つことができているか。	○若手の労働者を対象とした仕事と家庭の両立を前提 としたキャリアイメージ形成のための研修・説明会等 の実施
	□子育で中の労働者が、時間制約を有するがゆえに、他の 労働者と同様のやりがいのある職務を担うことが困難 になっていないか。	○仕事と家庭の両立やキャリア形成に関する不安の解 消に向けた出産前後の個別相談支援/育児休業から 復職した労働者に対するメンター制度/育児・介護等 の時間制約を有する労働者同士のネットワーク化に よる具体的ノウハウ等の共有
В		○育児休業からの復職者を部下に持つ上司に対する適切なマネジメント・育成等に関する研修等
		○属人的な業務体制の見直し・複数担当制や、労働者 の「多能工化」による業務のカバー体制の構築
		○交替制勤務において時間制約のあるスタッフを活か すシフトの組み方の好事例の共有/交替制勤務を支 える保育基盤整備(事業所内託児施設やベビーシッタ ールーム等)
		○短時間勤務制度の柔軟な運用(本人の希望に基づく 一定上限内でのフレキシブルなフルタイム勤務の実 施)
	口柔軟な働き方ができる職場となっているか。	○フレックスタイム制・在宅勤務・テレワーク等による柔軟な働き方の実現
С	□本人あるいは配偶者の転居を伴う転勤や、親の介護等を機に、女性労働者が退職する傾向にないか。	○転居を伴う転勤に対する本人同意の徹底/育児・介 護等の一定期間内における転居を伴う転勤の中止
		○配偶者の転勤先・親の介護先への異動/同行休職27

・長時間労働関係の課題分析の手法例/課題へ対応する取組例

課題分析における判断の目安例:

残業時間が平均で45時間を上回っている月がある場合

→長時間労働の課題があると判断、任意項目等によるさらなる課題分析の必要性が高い



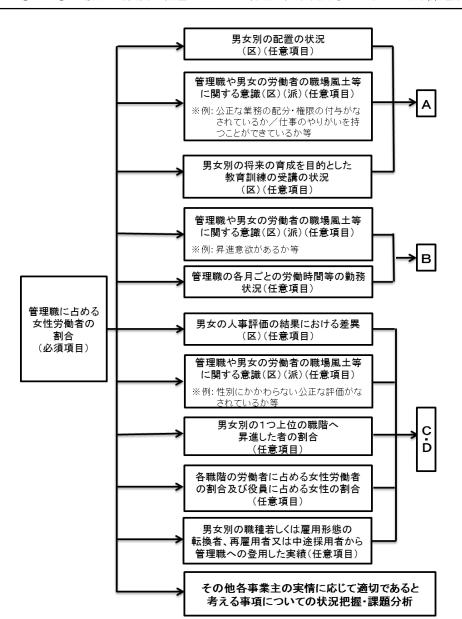
	細醇八七の祖上四	Tim 40 /tol
-	課題分析の視点例	取組例
	口長時間労働ゆえに仕事と家庭の両立が困難となっていないか。	○組織のトップからの長時間労働是正に関する強いメッセージの発信
	□長時間労働が、個々の職場だけでなく、組織全体の問題 として対応されているか。	○組織全体・部署ごとの数値目標の設定と徹底的なフォ ローアップ
A		○組織のトップの会議での部署ごとの残業時間数等の公 開・評価の実施
		○サービス残業化させないための無記名アンケートや無 作為ヒアリング等の徹底したチェック
		○残業が一定時間数を超える場合の本人と上司に対する 通知・指導等
	□長時間労働の背景として、長時間労働自体が努力の証と して評価されたり、時間当たりの生産性よりも、期間当	〇時間当たりの労働生産性を重視した人事評価
	して計画されたり、時间目だりの生産性よりも、期间目 たりのアウトプットの量によって評価されたりするよ うな職場風土・評価制度になっていないか。	○管理職の人事評価における長時間労働是正・生産性向 上に関する評価
В		○管理職の長時間労働是正に向けたマネジメントに対す る 360 度評価 (部下からの評価)
		○帰りやすい職場風土等に向けた管理職自身の勤務時間 管理の徹底
	□一部の雇用管理区分(例:総合職等)において、特に長時間労働になっていないか。	○部署横断的な人員配置の見直しを行いうる職位の 高い責任者の指名と不断の人員配置の見直し
С	口特定の部署・特定の担当者・特定の時期に、特に長時間 労働となっていないか。	○属人的な業務体制の見直し・複数担当制や、労働者の 「多能工化」による業務のカバー体制の構築《再掲》
5	□必要な時に、休みが取れる職場になっているか。	○個人単位で業務の繁閑がある場合でも、チーム全体で 勤務時間内に業務を終了させるため、労働者間の助け 合いの好事例発表・評価等による互いに助け合う職場 風土の醸成
	口生産性の高い働き方の実現に向け、業務の優先順位や、 業務プロセス等の見直しに対して、管理職等のマネジメ ントが的確になされているか。	○管理職の長時間労働是正に向けたマネジメントカの強 化のための研修
D		○チーム内の業務状況の情報共有/上司による業務の優 先順位付けや業務分担の見直し等のマネジメントの徹 底
		○業務プロセス等の分析・削減と定期的検証
		○生産性の高い労働者の具体的業務手法の共有
E	□顧客企業に即応を求められることが、長時間労働の要因 となっていないか。	○組織トップによる顧客企業に対するワーク・ライフ・ バランスに関する理解醸成

28

・配置・育成・教育訓練及び評価・登用関係の課題分析の手法例/課題へ対応する取組例

課題分析における判断の目安例:

- ①全体に占める女性の割合が4割を下回っている場合
- ②男性に対する女性の割合が8割を下回っている場合
- →①又は②の場合、男女間の格差が大きいと判断、任意項目等によるさらなる課題分析の必要性が高い



心安1	性が高い			
	課題分析の視点例	取組例		
	口若手のうちの男女平等な配置 (業務配分・権限付与を含む) と育成がなされているか。	○従来、男性労働者中心であった職場への女性労働者の 配置拡大と、それによる多様な職務経験の付与		
A		○女性労働者の積極的・公正な育成・評価に向けた上司 へのヒアリング		
	口女性労働者が、出産・子育てに一定の時間制約を抱えや すいことを前提とした、計画的な育成が行われている か。	○労働者一人一人のキャリアプランを本人と上司で作成 するなど中長期の視点で育成を検討		
		○重要だが家庭と両立しづらい職務経験(海外勤務等) の出産・子育て期以前の積極的な付与		
	口女性労働者が、出産・子育てをしながらキャリア形成していくイメージ・意欲を持つことができているか。	○若手に対する多様なロールモデル・多様なキャリアパス事例の紹介/ロールモデルとなる女性管理職と女性 労働者との交流機会の設定等によるマッチング		
		〇職階等に応じた女性同士の交流機会の設定等によるネットワーク形成支援		
В		○管理職層の女性労働者が育成されていない場合におけるロールモデルとしての女性管理職の育成や中途採用		
	□管理職が長時間労働であり、女性労働者にとって、仕事と家庭の両立がしづらく昇進希望を持ちづらいような 状況となっていないか。	○帰りやすい職場風土等に向けた管理職自身の勤務時間 管理の徹底《再掲》		
	□育児休業や子育て期間中の時間制約が、評価・登用において不利になっていないか。	〇時間当たりの労働生産性を重視した人事評価による育 児休業・短時間勤務等の利用に公平な評価の実施		
C	□性別にかかわらない公正な評価・登用が各職階ごとに行われているか。	○女性労働者の積極的・公正な育成・評価に向けた上司 へのヒアリング《再掲》		
		○組織のトップ等による女性労働者の部門ごとの登用状 況のモニタリング/個別育成計画の策定		
	□ (過去の育成に男女間格差があったために) 同世代の男性労働者に比べ、女性労働者の育成が遅れがちになっていないか。	○意欲と能力のある女性労働者の積極的発掘と、選抜した人材の集中的な育成(研修への参加や、現管理職が定めるサクセッションブラン(後継者育成計画)の対象者に女性労働者を積極的に含め、現管理職からの集中的なOJTを行う等)		
D	□職種又は雇用形態の転換者・再雇用者・中途採用者が、 新卒採用による入社者と同様に登用の機会が与えられ るよう、十分育成されているか。	○職種又は雇用形態の転換者・再雇用者・中途採用者に 対する研修やメンタリング等によるサポートの実施		
	□周囲に同性(女性)の管理職が少ないために新人の女性 管理職が自信を持ちづらい状況にないか。	○新人管理職に対する役員等によるメンタリングの実施 29		

(区)=雇用管理区分ごとに把握(典型例:一般職/総合職/パート)	
(派)=派遣先においては派遣労働者も含めて把握	
状況把握の項目	情報公表項目
採用·育成·配置·教育訓練	
<必須の把握項目> ●採用した労働者に占める女性労働者の割合(区) ※①	●採用した労働者に占める女性労働者の割合(区)※①
<任意の把握項目> ●男女別の採用における競争倍率(労働者の募集に対する応募者数を採用者数で除した数値) (区) ※②	男女別の採用における競争倍率(労働者の募集に対する 応募者数を採用者数で除した数値)(区)※②
●労働者に占める女性労働者の割合(区)(派) ●男女別の配置の状況(区)	●労働者に占める女性労働者の割合(区)(派)
●男女別の将来の育成を目的とした教育訓練の状況(区) ※③	
●管理職や男女労働者の配置・育成・評価・昇進・性別役割分担意識その他の職場風土等に関する意識(区)(派:性別役割分担意識など職場風土等に関する意識) ※④	
継続就業・働き方改革	
<必須の把握項目> ●男女の平均継続勤続年数の差異(区) ※⑤	●男女の平均継続勤続年数の差異※⑥
●労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況 ※⑦	●一月当たりの労働者の平均残業時間※⑧
<任意の把握項目> ●10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合(区) ※9	●10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合※⑨
●男女別の育児休業取得率及び平均取得期間(区) ※⑩	●男女別の育児休業取得率(区)※⑩
●男女別の職業生活と家庭生活との両立に資する制度(育児休業を除く)の利用実績(区) ※⑪	
●男女別のフレックスタイム制、在宅勤務、テレワーク等の柔軟な働き方に資する制度の利用実績	●雇用管理区分ごとの一月当たりの労働者の平均残業時間
●各月ごとの労働者の平均残業時間等の労働時間の状況(区)(派)※⑦	(区)(派)※⑧
●管理職の各月ごとの労働時間等の勤務状況 ※①	●有給休暇取得率
●有給休暇取得率(区)	30

- ※割合については最後に×100をする
- ※「正社員」とは、「通常の労働者」をさす。基本的には、いわゆる正規型の労働者で、社会通念に従い、当該労働者の雇用形態、賃金体系等(例えば、労働契約の期間の定めがなく、長期雇用を前提とした待遇を受けるものであるか、賃金の主たる部分の支給形態、賞与、退職金、定期的な昇級又は昇格の有無)を総合的に勘案して判断するもの。
- ※「非正社員」とは「通常の労働者」以外の者をさす。
- ※情報公表項目については、雇用管理区分ごとに算出する場合において、属する労働者数が全労働者数の1割程度に満たない雇用管理区分がある場合は、職務内容等に照らし類似の雇用管理区分をまとめて算出して差し支えないこと(雇用形態が異なる場合を除く。)。
- ① 女性の採用者数(中途採用含む)÷採用者の総数(中途採用含む)
 - ※ 状況把握の項目としては、把握が難しい雇用管理区分について「労働者に占める女性労働者の割合」で代替可
- ② (女性(男性)の<mark>応募者数</mark>(実質的な採用選考が始まった段階の人数))÷(女性(男性)<mark>採用者数</mark>(内定者を含むことも可)) ※ 中途採用も含めることが望ましい。
- ③ 例えば、管理職の養成に向けた選抜研修など将来の育成を目的とした教育訓練の男女別の受講率など
- ④ 意識調査の内容として

(配置・育成・評価・昇進に関する事項)

性別にかかわらない公正な業務の配分・権限の付与・評価がなされているか、仕事のやりがいを持つことができているか、男女労働者が昇進意欲を持つことができているか、等

(職場風土に関する事項)

様々なハラスメントが行われていないか、ライフイベントを通じた継続就業への理解がある職場環境か、等

- ※ 派遣労働者を含めて把握することが効果的
- ⑤ 男女別の平均継続勤務年数男性の平均継続勤続年数の差異
 - ※ 期間の定めのない労働契約を締結している労働者+有期労働契約の期間を通算した期間が5年を超える労働者が対象
- ⑥ ※ 期間の定めのない労働契約を締結している労働者が対象

- ⑦ (各月の対象労働者の法定時間外労働+法定休日労働(労基法第36条)の合計時間数)÷(対象労働者数)
 - ※ これにより難い場合は、
 - 各月の労働者の総労働時間から各月の法定労働時間を引いた時間数で代替可
 - =[(各月の対象労働者の総労働時間数の合計)-(各月の法定労働時間=40×各月の日数÷7×対象労働者数)]÷(対象労働者数)
 - ※A 事業場外みなし労働時間制の適用を受ける労働者(労基法第38条の2)、管理監督者等(労基法第41条)は除く。
 - ※B パート労働者(パートタイム労働法第2条の短時間労働者)、専門業務型裁量労働制の適用を受ける労働者(労基法第38条の3)、企画業務型裁量労働制の適用を受ける労働者(労基法第38条の4)はその他の労働者とは区分して把握する。
- ⑧ (1年間の対象労働者の法定時間外労働+法定休日労働の総時間数の合計)÷12(ヶ月)÷(対象労働者数)
 - ※ これにより難い場合は
 - =[(1年間の対象労働者の総労働時間数の合計)─(1年間の法定労働時間 = 40×1年間の日数÷7×対象労働者数)] ÷12(ヶ月) ÷(対象労働者数)
 - ※ 対象労働者:⑦の※A・Bを除く
- 9 (9~11事業年度前に採用した女性(男性)労働者であって現在雇用されている者の数)÷(9~11事業年度前に採用した女性(男性)労働者の数)

※ 新規学卒採用者が対象

- ⑩・女性の育児休業取得率:「女性労働者のうち育児休業をした数」÷「女性労働者のうち出産した数」
 - 男性の育児休業取得率:「男性労働者のうち育児休業をした数」÷「男性労働者のうち配偶者が出産した数」
 - ・育児休業の平均取得期間((女性(男性)労働者の育児休業の取得期間の合計)÷(育児休業を取得した女性(男性)労働者数))
- ⑩ 例えば、対象事業年度における社内の両立支援制度(短時間勤務制度、所定外労働の免除、子の看護休暇等)を利用した男女別の労働者数など
- 12 例えば、
 - ・安全衛生法に基づく健康・福祉確保措置のための把握(1月の時間外労働・休日労働が100時間を超える場合の自己申告)
 - ・PCのログオン・ログオフの記録
 - ・ICカード等による出退勤務時間や入退室時刻の把握 などにより、勤務の状況を把握

(区)=雇用管理区分ごとに把握(典型例:一般職/総合職/パート) (派)=派遣先においては派遣労働者も含めて把握 状況把握の項目 情報公表項目 評価・登用、職場風土・性別役割分担意識 <必須の把握項目> ●管理職に占める女性労働者の割合 ※① ●管理職に占める女性労働者の割合 ※① <任意の把握項目> ●係長級にある者に占める女性労働者の割合 ※① ●各職階の労働者に占める女性労働者の割合及び役員に占める女性の割合 ※① ●役員に占める女性の割合※① ●男女別の1つ上位の職階へ昇進した労働者の割合 ※44 ●男女の人事評価の結果における差異(区) ※① ●セクシュアルハラスメント等の各種相談窓口への労働者の相談状況(区)(派) |再チャレンジ(多様なキャリアコース) <任意の把握項目> ●男女別の職種又は雇用形態の転換の実績(区)(派) ●男女別の職種又は雇用形態の転換の実績(区)(派) ●男女別の再雇用又は中途採用の実績 ※⑪ ●男女別の再雇用又は中途採用の実績(区) ※(⑥) ●男女別の職種若しくは雇用形態の転換者、再雇用者又は中途採用者から管理職への登用した実績 ●非正社員の男女別のキャリアアップに向けた研修の受講の状況(区)

取組の結果(進捗)を図るための指標

●男女の賃金の差異(区) ※18

<任意の把握項目>

- □ 「管理職」とは、「課長級」と「課長級より上位の役職(役員を除く)」にある労働者の合計
 - ※ 「課長級」とは、以下のいずれかに該当する者
 - ・事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、**2係以上の組織からなり、若しくは、その構成員が10人以上(課長含む)の長**
 - ・同一事業所において、課長の他に、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長級」に相当する者(ただし、
 - 一番下の職階ではないこと)
 - ※ 「役員」とは、会社法上の役員(取締役、会計参与及び監査役)並びにその職務の内容及び責任の程度が「役員」に相当する者(職務の内容及び責任の程度が「役員」に相当すると判断されれば、執行役員、理事など、呼称は問わない)
 - ※「係長級」とは、「課長級」より下位の役職であって、事業所で通常「係長」と呼ばれている者又は同一事業所においてその職務の内容及び責任の程度が「係長」に相当する者
 - ※ 「部長級」とは、事業所で通常「部長」と呼ばれている者又は同一事業所においてその職務の内容及び責任の程度が「部長」に相当 する者
- ⑭ (事業年度開始の日の職階から1つ上位の職階(例:係長級から課長級)に昇進した女性(男性)労働者の数)÷(事業年度開始の日の職階(例:係長級)の女性(男性)労働者の数)
- ⑤ 例えば、対象事業年度における人事評価結果について、
 - ・人事評価の評価段階毎の男女分布
 - ・高評価者の男女別分布: (評価段階の最高位の女性(男性)の数)÷(被評価者の女性(男性)総数)の男女別による比較などにより人事評価の結果における男女の差異を把握
 - ※ 具体的には、5段階評価の場合には、評価ごとに5から1までのスコアに置き換え、男女別にスコアの平均値を計算し、人事評価の結果 における男女の差異を把握する等
- 16 男女別の再雇用(**定年後の再雇用を除く**。)又は中途採用(新規学卒採用者・定年後の者の雇入れを除く。)の実績
- ①※ 再雇用の対象者 : ⑩の再雇用の対象者を、パート法上の「通常の労働者」として雇い入れる場合に限る。
- ※ 中途採用の対象者: ⑩の中途採用の対象者を、おおむね30歳以上の者をパート法上の「通常の労働者」として雇い入れる場合に限る。
- ⑱ 賃金、給料、手当、賞与その他名称を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払う全てのもの(労基法第11条)が対象

認定

- 行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業は、 都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができる。
- 〇 認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付すことができる。

認定の段階(案)

※ 法施行前からの実績の推移を含めることは可能

1段階目	以下のいずれも満たすこと。 ○【別紙】に掲げる基準のうち1つ又は2つの基準を満たし、その実績値を厚生労働省のウェブサイトに毎年公表すること。 ○ 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針(※1)に定められた当該基準に関連する取組を実施し、その取組の実施状況について厚生労働省のウェブサイトに公表するとともに、2年以上連続してその実績値が改善していること(※2)。 ○ ★に掲げる基準を全て満たすこと。
2段階目	以下のいずれも満たすこと。 ○【別紙】に掲げる基準のうち3つ又は4つの基準を満たし、その実績値を厚生労働省のウェブサイトに毎年公表すること。 ○ 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針(※1)に定められた当該基準に関連する取組を実施し、その取組の実施状況について厚生労働省のウェブサイトに公表するとともに、2年以上連続してその実績値が改善していること(※2)。 ○ ★に掲げる基準を全て満たすこと。
3段階目	以下のいずれも満たすこと。 ○ 別紙に掲げる基準の全てを満たし、その実績値を厚生労働省のウェブサイトに毎年公表すること。 ○ ★に掲げる基準を全て満たすこと。

★【別紙】に掲げる基準以外のその他の基準

- 事業主行動計画策定指針に照らして適切な一般事業主行動計画を定めたこと。
- 定めた一般事業主行動計画について、適切に公表及び労働者の周知をしたこと。
- 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

【別紙】女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準(案)

評価項目	基準値(実績値)
①採用	男女別の採用における競争倍率(応募者数/採用者数)が同程度(※)であること (※直近3事業年度の平均した「採用における女性の競争倍率(女性の応募者数÷女性の採用者数)」×0.8が、直近3事業年度の平均した「採用における男性の競争倍率(男性の応募者数÷男性の採用者数)」よりも雇用管理区分ごとにそれぞれ低いこと)
②継続就業	i)「女性労働者の平均継続勤務年数÷男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ7割以上であること スは ii)「10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された女性労働者のうち継続して雇用されている者の割合」÷「10事業年度前及びその前後に採用された男性労働者のうち継続して雇用されている者の割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ8割以上であること
③労働時間等の働き方	雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること
④管理職比率	i)管理職に占める女性労働者の割合が別に定める産業ごとの平均値以上であること (※産業大分類を基本に、過去3年間の平均値を毎年改訂。) 又は ii)直近3事業年度の平均した「課長級より1つ下位の職階にある女性労働者のうち課長級に昇進した女性労働者の割合」÷直近3事業年度の平均した「課長級より1つ下位の職階にある男性 労働者のうち課長級に昇進した男性労働者の割合」が8割以上であること
⑤多様なキャリアコース	直近の3事業年度に、以下について大企業については2項目以上(非正社員がいる場合は必ずAを含むこと)、中小企業については1項目以上の実績を有すること A 女性の非正社員から正社員への転換 B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用 D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用

注) 雇用管理区分ごとに算出する場合において、属する労働者数が全労働者数の1割程度に満たない雇用管理区分がある場合は、職務内容等に照らし類似の雇用 管理区分をまとめて算出して差し支えないこと(雇用形態が異なる場合を除く。)。

【認定基準】

(1)直近3事業年度の男女別の採用における競争倍率の平均値が女性倍率×0.8が男性倍率より低いこと(区)(無期のみ)

「直近3事業年度の女性の競争倍率の平均値(※)」×0.8<「直近3事業年度の男性の競争倍率の平均値」

※直近3事業年度の女性(男性)の競争倍率の平均値は、{「直近事業年度の女性(男性)の競争倍率」+「(直近-1)事業年度の女性(男性)の競争倍率」+「(直近-2)事業年度の女性(男性)の競争倍率」}÷3

(競争倍率については、状況把握項目の(5)参照)

(2)①男性労働者(無期)の平均継続勤務年数に対する女性労働者(無期)の平均継続勤務年数の割合0.7以上(区)

「女性労働者(無期)の平均継続勤続年数」÷「男性労働者(無期)の平均継続勤務年数」≥0.7

(2)②採用10年前後の女性の継続雇用割合(無期・新卒)を男性の継続雇用割合(無期・新卒)で割った数が0.8以上(区)

「女性の継続雇用割合」÷「男性の継続雇用割合」≥0.8

- ※女性(男性の)継続雇用割合は、[「9~11事業年度前に採用した女性(男性)労働者(無期・新卒のみ)であって現在雇用されている者の数」÷ 「9~11事業年度前に採用した女性(男性)労働者(無期・新卒のみ)の数」]
- (3)労働者の平均残業時間が、直近事業年度の各月ごとに全て45時間未満(区)
- 「各月の対象労働者の法定時間外労働及び法定休日労働の総時間数の合計」÷「対象労働者数」<45時間 上記により難い場合は、
- (「各月の対象労働者の総労働時間数の合計」—「各月の法定労働時間=40×各月の日数÷7×対象労働者数」)÷「対象労働者数」<45時間
- (4)②直近の3事業年度の平均した女性労働者の課長への昇進割合を男性労働者の課長への昇進割合で割った数が0.8以上

「一つ下の職階から課長級に昇進した女性労働者の割合の直近3事業年度の平均値」÷「一つ下の職階から課長級に昇進した男性労働者の割合の直近3事業年度の平均値」≥0.8

- ※一つ下の職階から課長級に昇進した女性(男性)労働者の割合は、{「直近事業年度に課長級に昇進した女性(男性)労働者の数」÷「直近事業年度開始の日に課長級より一つ下の職階の女性(男性)労働者の数」}
- ※直近3事業年度の平均値は、上記※の割合について3事業年度分足して3で割った数
- (5)非正社員には派遣労働者を含む。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主 行動計画等に関する省令案について【概要】

雇用均等·児童家庭局 雇用均等政策課

1. 制定の趣旨

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「法」という。)の規定に基づき、一般事業主行動計画を定める際の状況把握項目、女性の活躍状況に関する情報公表項目、女性の活躍推進に優れた事業主としての認定基準等を定めるものである。

<u>2. 内容</u>

I 一般事業主行動計画の策定又は変更の際の状況把握項目

一般事業主行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、直近の事業年度におけるその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況に関し、次の①から④までに掲げる事項(以下「必須把握項目」という。)を把握し、次の⑤から⑤までに掲げる事項(以下「任意把握項目」という。)を必要に応じて把握すること。

なお、「(区)」の表示のある項目については、雇用管理区分(※)ごとに把握を 行うこと。

(※「雇用管理区分」・・・職種、資格、雇用形態、就業形態等の労働者の区分であって、当該区分に属している労働者について他の区分に属している労働者とは異なる雇用管理を行うことを予定して設定しているものをいう。以下同じ。)

また、「(派)」の表示のある項目については、労働者派遣の役務の提供を受ける場合には、派遣労働者を含めて把握を行うこと。

【必須把握項目】

- ① 採用した労働者に占める女性労働者の割合(区)
- ② 男女の継続勤務年数の差異(区)(※期間の定めのない労働契約を締結している労働者及び有期労働契約の契約期間を通算した期間が5年を超える労働者を対象)
- ③ 各月ごとの労働者の平均残業時間等の長時間労働の状況
- ④ 管理職(※)に占める女性労働者の割合 (※課長級及びそれより上位の役職にある者。なお、課長級とは、①その雇用する労働者に占める課長級にある者(事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、

その組織が2つの係以上からなり、若しくは、その構成員が10人以上(課長含む。)のものの長、又は、②同一事業所において、課長の他に、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長」に相当する者をいう。以下同じ。)

【任意把握項目】

- ⑤ 採用における男女別の競争倍率(労働者の募集に対する応募者数を採用者数で除した数値)(区)
- ⑥ 労働者に占める女性労働者の割合(区)(派)
- ⑦ 男女別の配置の状況(区)
- ⑧ 男女別の将来的な育成を目的とした教育訓練の状況(区)
- ⑨ 管理職や男女の労働者の配置・育成・評価・昇進・性別役割分担意識など職場風土等に関する意識(区)/(派)(※性別役割分担意識など職場風土等に関して)
- ⑩ 10 事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続 雇用割合(新規学卒者として採用された者に限る。)(区)
- ① 男女別の育児休業取得率及び平均取得期間(区)
- 即 男女別の職業生活と家庭生活との両立に資する制度(育児休業を除く。)の利用実績(区)
- ⑤ 男女別のフレックスタイム制、在宅勤務、テレワーク等の柔軟な働き方に資する制度の利用実績
- ④ 各月ごとの労働者の平均残業時間等の長時間労働の状況(区)(派)
- (15) 管理職の長時間労働の状況
- (16) 年次有給休暇の取得率(区)
- ⑤ 各職階の労働者に占める女性労働者の割合及び役員(※)に占める女性の割合

(※会社法上の役員並びにその職務の内容及び責任の程度が「役員」に相当する者をいう。以下同じ。)

- ⑧ 1つ下位の職階から上位の職階へ昇進した者の男女別の割合
- (19) 人事評価の結果における男女の差異(区)
- ② ハラスメント等の各種相談窓口への労働者の相談状況(区)(派)
- ② 男女別の職種又は雇用形態の転換実績(区)(派)
- ② 男女別の再雇用(定年後の再雇用を除く。)又は中途採用の実績(区)
- ③ 男女別の職種若しくは雇用形態の転換者、再雇用者又は中途採用者から管理 職への登用実績
- ② 男女別の非正規雇用労働者に対するキャリアアップに向けた研修の受講率 (区)
- ② 男女の賃金の差異(区)

Ⅱ 女性の活躍推進に優れた事業主としての認定基準

認定基準については、(1)女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準、(2)その他の基準とし、さらに実績に係る基準を満たす項目の個数に応じて、認定を3段階に設定するものとすること。

(1) 女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準を以下のとおりとすること。

なお、イ〜ハに関する基準で雇用管理区分ごとに算出する場合において、属する労働者数が全労働者数の1割程度に満たない雇用管理区分がある場合は、職務内容等に照らし類似の雇用管理区分をまとめて算出して差し支えないこと(雇用形態が異なる場合を除く。)。

イ 採用における男女別競争倍率が同程度(※)であること

(※直近3事業年度の平均した「採用における女性の競争倍率(女性の応募者数:女性の採用者数)」×0.8が、直近3事業年度の平均した「採用における男性の競争倍率(男性の応募者数:男性の採用者数)」よりも雇用管理区分ごとにそれぞれ低いこと)

ロ 女性の継続就業の状況に大きな問題がない(※)こと

(※「女性労働者の平均継続勤務年数:男性労働者の平均継続勤務年数」が 雇用管理区分ごとにそれぞれ7割以上であること

又は

「10 事業年度前及びその前後の事業年度に採用された女性労働者(新規学卒者として採用された者に限る。)のうち継続して雇用されている者の割合」÷「10 事業年度前及びその前後に採用された男性労働者(新規学卒者として採用された者に限る。)のうち継続して雇用されている者の割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ8割以上であること)

- ハ 雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の平均 が、直近の事業年度の各月ごとに全て 45 時間未満であること
- ニ 管理職に占める女性労働者の割合が別に定める産業ごとの平均値以上であること

又は

直近3事業年度の平均した「課長級より1つ下位の職階にある女性労働者の うち課長級に昇進した女性労働者の割合」÷直近3事業年度の平均した「課 長級より1つ下位の職階にある男性労働者のうち課長級に昇進した男性労働 者の割合」が8割以上であること

- ホ 直近の3事業年度において、以下の A~D のうち、常時雇用する労働者が300 人を超える事業主にあっては2項目以上(非正規雇用労働者がいる場合は必ずCを含むこと)、常時雇用する労働者が300人以下の場合は1項目以上の実績を有すること。
 - A) おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用
 - B) 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用(定年後の再雇用を除く。)
 - C)女性の非正規雇用労働者から正社員への転換
 - D) 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換
- (2) その他の基準を以下のとおりとすること。
 - ① 事業主行動計画策定指針(※)に則して適切な一般事業主行動計画を定めたこと。

(※法第7条に基づき、今後定める予定。)

- ② 定めた一般事業主行動計画について、適切に公表及び労働者への周知をしたこと。
- ③ 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。
- (3) 認定の段階は以下のとおりとすること。

【1段階目】

以下のいずれも満たすこと。

- ・ (1) に掲げる基準のうち1つ又は2つの基準を満たし、その実績値を厚生労働 省のウェブサイトに毎年公表すること。
- ・ 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた当該基準に 関連する取組を実施し、その取組の実施状況について厚生労働省のウェブサイトに公表するとともに、2年以上連続してその実績値が改善していること。
- (2)に掲げる基準を全て満たすこと。

【2段階目】

以下のいずれも満たすこと。

- ・ (1)に掲げる基準のうち3つ又は4つの基準を満たし、その実績値を厚生労働省のウェブサイトに毎年公表すること。
- ・ 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた当該基準に 関連する取組を実施し、その取組の実施状況について厚生労働省のウェブサイトに公表するとともに、2年以上連続してその実績値が改善していること。
- ・ (2) に掲げる基準を全て満たすこと。

【3段階目】

以下のいずれも満たすこと。

- (1)に掲げる基準の全てを満たし、その実績値を厚生労働省のウェブサイトに 毎年公表すること。
- ・ (2) に掲げる基準を全て満たすこと。

Ⅲ 情報公表の項目

法第16条第1項及び第2項の規定による情報の公表は、次に掲げる情報のうち、 一般事業主が、情報公表が適切と認めるものを選択して行うものとすること。

なお、「(区)」の表示のある項目については、雇用管理区分(※)ごとに公表を行うこと。ただし、属する労働者数が全労働者数の1割程度に満たない雇用管理区分がある場合は、職務内容等に照らし類似の雇用管理区分をまとめて公表して差し支えないこと(雇用形態が異なる場合を除く。)。

また、「(派)」の表示のある項目については、労働者派遣の役務の提供を受ける場合には、派遣労働者を含めて公表を行うこと。

- ① 採用した労働者に占める女性労働者の割合(区)
- ② 採用における男女別の競争倍率(労働者の募集に対する応募者数を採用者数で除した数値)(区)
- ③ 労働者に占める女性労働者の割合(区)(派)
- ④ 男女の継続勤務年数の差異(※期間の定めのない労働契約を締結している労働者を対象)
- ⑤ 10 事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇 用割合(新規学卒者として採用された者に限る。)
- ⑥ 男女別の育児休業取得率(区)
- ⑦ 一月当たりの労働者の平均残業時間
- ⑧ 雇用管理区分ごとの一月当たりの労働者の平均残業時間(区)(派)
- ⑨ 年次有給休暇の取得率
- ⑩ 係長級(※)にある者に占める女性労働者の割合

(※事業所で通常「係長」と呼ばれている者又は同一事業所においてその職務の内容及び 責任の程度が「係長」に相当する者をいう。)

- ① 管理職に占める女性労働者の割合
- ② 役員に占める女性の割合
- ③ 男女別の職種又は雇用形態の転換実績(区)(派)
- ④ 男女別の再雇用(定年後の再雇用を除く。)又は中途採用の実績

IV その他の事項

(1) 一般事業主行動計画の策定した際の届出等の手続

(イ) 一般事業主行動計画の届出

法第8条第1項の規定により、一般事業主行動計画の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を一般事業主の住所を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならないとすること。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 常時雇用する労働者の人数
- ③ 一般事業主行動計画を策定し、又は変更した日
- ④ 一般事業主行動計画を変更した場合にあっては、その変更内容
- ⑤ 一般事業主行動計画の計画期間
- ⑥ 一般事業主行動計画の労働者への周知及び公表の方法
- ⑦ 一般行動計画を定める際の状況把握項目及びその分析結果の概況
- ⑧ 目標及び取組の内容の概況
- ⑨ 女性の活躍に関する情報公表の方法

(ロ) 一般事業主行動計画の周知及び公表の方法

- ・ 一般事業主行動計画の周知は、事業所の見やすい場所への掲示、書面の労働者への交付又は電子メールによる労働者への送信その他の適切な方法によるものとする。
- ・ 一般事業主行動計画の公表は、インターネットの利用その他の適切な方 法によるものとする。

(ハ) 中小事業主への準用

I 及び(ロ)については、中小事業主(常用雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下同じ。)が一般事業主行動計画を策定等した場合にそれぞれ準用する。

(2) 女性の活躍推進に優れた事業主としての認定に係る手続

(イ) 認定の申請

認定を受けようとする一般事業主は、申請書に、基準に適合するものであることを明らかにする書類を添えて、一般事業主の住所を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならないとすること。

(ロ) 認定一般事業主の表示

認定を受けた一般事業主が表示を付することができる商品等は、次のとおりとする。

- ① 商品又は役務の提供の用に供する物
- ② 商品、役務又は一般事業主の広告

- ③ 商品又は役務の取引に用いる書類等
- ④ 一般事業主の営業所、事務所その他の事業場
- ⑤ インターネットを利用した方法により公衆の閲覧に供する情報
- ⑥ 労働者の募集の用に供する広告又は文書

(3) 情報公表の方法

情報公表は、おおむね年1回以上、インターネットの利用等により、求職者等が容易に閲覧できるような方法により、公表時点を明らかにして行わなければならないものとすること。

(4) 委託募集の特例

- (イ)委託募集の特例の対象となる承認中小事業主団体 承認中小事業主団体は、次のとおりとする。
- ① 事業協同組合及び事業協同組合小組合並びに協同組合連合会
- ② 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- ③ 商工組合及び商工組合連合会
- ④ 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- ⑤ 農業協同組合及び農業協同組合中央会
- ⑥ 生活衛生同業組合であって、その構成員の3分の2以上が中小事業主である もの
- ⑦ 酒造組合及び酒造組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類 製造業者の3分の2以上が中小事業主であるもの
- ⑧ その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業事業主である一般社 団法人であること。

(ロ) 承認中小企業主団体の承認基準

法第12条第2項の事業協同組合等の承認に関する基準は、次のとおりとする。

- ① 法第12条第2項の相談及び援助として、次に掲げる事業を実施し、又は実施することを予定していること。
 - イ 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための労働者 の確保を容易にするための、好事例の収集及び提供に係る事業
 - ロ 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施する事業所における雇用管理その他に係る講習会の開催、相談指導、先進的な事例に関する見学会の開催等の事業
- ② ①の事業を行うのに適当と認められる事務処理の体制が整備されていること。
- ③ その構成員たる中小事業主の3分の1以上が、一般事業主行動計画の届出を 行っていること。
- ④ その募集に係る労働条件その他の募集の内容が適切なもので、かつ、労働者

の利益に反しないことが見込まれること。

(ハ) 承認中小事業主団体の申請

承認を受けようとする事業協同組合等が、承認に関する基準に係る事項を記載 した申請書を厚生労働大臣に提出する等の承認中小事業主団体の申請に係る所 要の手続を定める。

(二) 承認中小事業主団体が行う労働者の募集の届出等

委託募集に従事する際に、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を 実施するための労働者の募集に関し、募集時期や募集地域等の届出をすべき事項、 募集地域ごとに届出をすること等の手続を定める。

(5) 権限の委任

法第8条第1項及び第7項、第9条等に規定する厚生労働大臣の権限は、都道府 県労働局長に委任するものとすること。

(6) 社会保険労務士法施行規則の一部改正法

法に係る申請等のうち、法第 12 第 7 項及び第 26 条の報告以外のものについて、社会保険労務士による事務代理ができるものとすること。

(7) その他

その他所要の措置を講ずる。

3. 施行期日

平成28年4月1日

4. 根拠法令

法第8条第1項及び第3項から第6項まで、第9条、第10条第1項、第12条第2項及び第4項、第16条並びに第27条

女性の活躍推進に向けた総合データベース化

(女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業)

事業の目的 女性の活躍に関する企業情報の一覧化により、「女性の活躍に積極的に取り組む企業 ほどユーザーに選ばれる状態」を作りだし、企業の取組を加速化。

女性の活躍に関連する企業情報が各所に分散

これまで

(例:女性の活躍・両立支援総合サイト、女性の活躍「見える化」サイト(※)、企業ホームページ等) →うち(※)の2サイトについては27年度に統合。

女性活躍推進法の義務化対象企業(301人以上:約15,000社)が行動計画や情報公表項目を、自社のホームページ等に公開。

⇒ 情報が分散し、ユーザー(就職活動中の学生、投資家、消費者等)にとって横断的な検索・比較が行えない。 比較機能が働かず、企業間の取組競争を促進する効果が不十分な状態。

女性の活躍推進に向けた企業情報を一元化

- 1つの入口から企業情報を検索・登録することを可能とし、ユーザビリティを向上。
- 大企業(301人以上)への悉皆調査により掲載企業数を増加させ、データベース機能を強化。
- 女性活躍推進法に基づく情報公表項目とデータベースの項目を合致させ、機能性を向上。
- 民間就職支援サイト等とも連携し、ユーザーへの広報周知を徹底。認知度を高める。



効果

- ・ユーザー(就職活動中の学生、投資家、消費者等)の利便性向上等により、女性の活躍推進に積極的な企業ほど選 ばれるように。
- ・企業自身にとっても、他社との比較により自社の女性活躍の状況が「可視化」され、取組を促進。
- ⇒企業における女性の活躍・役員や管理職への女性登用を強く促進。 女性の活躍推進を促す様々なインセンティブ施策の中で、とりわけ費用対効果の高い手法。